

舞鶴工業高等専門学校

目 次

I	認証評価結果	2-(6)-3
II	基準ごとの評価	2-(6)-4
	基準1 高等専門学校の目的	2-(6)-4
	基準2 教育組織（実施体制）	2-(6)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(6)-9
	基準4 学生の受入	2-(6)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(6)-15
	基準6 教育の成果	2-(6)-21
	基準7 学生支援等	2-(6)-24
	基準8 施設・設備	2-(6)-27
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(6)-29
	基準10 財務	2-(6)-32
	基準11 管理運営	2-(6)-34
<参 考>		2-(6)-37
i	現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(6)-39
ii	目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(6)-40
iii	自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(6)-41
iv	自己評価書等リンク先	2-(6)-46

I 認証評価結果

舞鶴工業高等専門学校は、大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準を満たしている。

当該高等専門学校の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 準学士課程のインターンシップは、就業体験を通じて、専門分野における知識・技術・業務に触れながら実務能力を深め、新たな学習意欲を高めることを目的に、4年次において実施しており、終了後はインターンシップ報告書の提出を課すとともに、「舞鶴工業高等専門学校インターンシップ成績評価実施要領」を定め、受け入れ先の企業の指導者に対しても評価を依頼して成績評価するなど、実践力ある技術者の育成のための教育に活用している。
- 準学士課程及び専攻科課程ともに、就職希望者の就職決定率が極めて高いばかりでなく、その就職先の業種も、機械や電気系の製造業、建設業、情報サービス業等、各学科及び各専攻の専門分野の特色を活かした業種となっている。また、進学先も大学の工学部や大学院工学系専攻を中心とした研究科となっており、教育の目的において意図している、養成しようとする人材像等について、十分な教育の成果や効果が上がっている。

II 基準ごとの評価

基準 1 高等専門学校の目的

- 1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないこと。
- 1-2 目的が、学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 目的として、高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等が、明確に定められているか。

目的として、舞鶴工業高等専門学校学則に、「第 1 条 舞鶴工業高等専門学校は、教育基本法及び学校教育法に基づいて、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」「第 39 条 専攻科は、高等専門学校の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。」と定めている。

当校の使命は、育成すべき学生像（当校の教育理念）として、「広く工学の基礎と教養を身につけ、問題発見・解決能力、創造力、国際感覚豊かな実践的技術者を育成する。もって、産業の発展に寄与すること、並びに北近畿地域の教育、文化の基盤を支えることを使命とする。」と定めており、この教育理念の下、4 項目の教育方針を掲げている。

また、準学士課程の目的として、「専門分野の基礎知識を修得し、社会の変化やニーズに対応して、機能的な製品やシステムを創造できる人間性・国際性豊かな実践力ある技術者を育成する」と定め、専攻科課程の目的として、「5 年間にわたる一貫した実践教育の特徴を生かしながら、さらに 2 年間の課程において高度の学問と技術を追求し、創造性・人間性豊かで、より独創的技術開発能力を兼ね備えた中核的技術者の育成を目的とする」と定めている。

さらに、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力として、準学士課程及び専攻科課程それぞれに、身に付ける学力や資質・能力の違いを明確にした 8 項目の学習・教育目標を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

1-1-② 目的が、学校教育法第 70 条の 2 に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないか。

目的として設定している教育理念、教育方針の内容は、学校教育法第 70 条の 2 に規定された、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする」との高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものではないと判断する。

1-2-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

全教職員に目的等を掲載した学校概要及び学生便覧を配付し、さらに全教員及び事務部の各係にシラバスを配付している。学生には、学生便覧及びシラバスを配付しているほか、ウェブサイトにも目的を掲載し、周知を図っている。

準学士課程で身に付ける学力や資質・能力を定めた学習・教育目標は、学生便覧等の刊行物には記載されておらず、目的の周知状況が十分ではないものの、現在改善を進めている。

専攻科課程で身に付ける学力や資質・能力を定めた学習・教育目標、教育理念、教育方針については、周知状況のアンケート調査を実施して、学校として把握しており、そのアンケート結果から教員及び学生に周知されている。

これらのことから、目的が、学校の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

目的をウェブサイトに掲載しているほか、目的を掲載している学校概要、学生募集要項、学校案内を近隣二府三県の中学校や大学等の関係機関に配布している。また、教職員が、京都府のほか、滋賀県、兵庫県、福井県等の中学校を積極的に訪問して目的の説明を行っているほか、入試説明会や進路説明会で目的の説明を行っている。さらに、インターンシップ受入企業等にも学校案内を配布している。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 準学士課程の学生が身に付ける学力や資質・能力を定めた学習・教育目標が、学生便覧等の刊行物等には記載されておらず、学校の構成員に対して十分には周知・徹底されていない。

基準 2 教育組織（実施体制）

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織）が、目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

準学士課程は、機械工学科、電気情報工学科、電子制御工学科及び建設システム工学科の4学科で構成している。

機械工学科では、「あらゆる産業の基幹となる機械工学分野において、単なる『ものづくり』だけではなく、自然と調和のとれた高度の技術開発に貢献できる技術者の育成」を目指している。電気情報工学科では、「コンピュータを使った電気・電子系及び情報系科目を2本の柱とする教育体制を組み、将来にわたっての技術革新に柔軟に対応できる技術者の育成」を目指している。電子制御工学科では「メカトロニクス系工業製品や、それらの生産システムを開発・設計できる技術・知識・良識を持ったエンジニアの育成」を目指している。また、建設システム工学科では、「防災技術、リサイクルなどの知識を持った建設技術者や、建設会社、官公庁、コンサルタント会社で実力を発揮できる技術者の養成」を目指している。

これらの各学科が目指す技術者像は、育成すべき学生像（当校の教育理念）である「広く工学の基礎と教養を身につけ、問題発見・解決能力、創造力、国際感覚豊かな実践的技術者」と整合性を持つものとなっている。

これらのことから、学科の構成は、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

専攻科は、電気・制御システム工学専攻及び建設・生産システム工学専攻の2専攻で構成している。

電気・制御システム工学専攻では、主として準学士課程の電気情報工学科及び電子制御工学科で修得した基礎学力を基盤に、ソフトウェア、通信、電子回路、制御技術及びメカトロニクス等に係わる最新の教育を行い、電気機器、運輸、通信及び情報システム分野で活躍できる設計・開発・管理能力を備えた電気・制御システム技術者の育成を目指している。また、建設・生産システム工学専攻では、主として準学士課程の建設システム工学科及び機械工学科で修得した基礎学力を基盤に、先端材料、水圏環境、動的設計及びシステム設計等の教育を行い、特に、都市建設システム、機械生産システム等の分野で活躍できる、独創性豊かな研究開発型の技術者の育成を目指している。

これらの各専攻が目指す技術者像は、育成すべき学生像（当校の教育理念）である「広く工学の基礎と教養を身につけ、問題発見・解決能力、創造力、国際感覚豊かな実践的技術者」と整合性を持つものであり、専攻科の構成は、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンターとして、情報科学センター及び地域共同テクノセンターを設置している。

情報科学センターは、校内LANを支える施設として、ネットワークの整備・構築、保守及び維持の活動を通じて、教育課程の効果的な展開、研究活動を支援しており、図書館マルチメディア教室及び専攻科棟をネットワークに接続し、「基礎情報教育」、「情報処理教育」等の授業に活用している。さらに、授業以外の学生の自主的学習として、e-learning システムを導入し、学生が情報科学センター端末から英語の自主学習ができるようにしている。

地域共同テクノセンターは、「産学官の共同研究の推進及び地域産業との連携並びに発展に寄与するとともに、当校における教育研究の向上発展に資すること」を目的として設置しており、学生の「卒業研究」、「特別研究」において利用している。

これらのことから、各センターは、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を行っているか。

教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制として、準学士課程については教務委員会を、専攻科課程については専攻科委員会を設置している。教務委員会及び専攻科委員会で審議・検討を行った上で、さらに、運営会議で審議し、校長が決定する体制となっている。

教務委員会では、単位時間の見直しについて、専攻科委員会では、専攻科入学者選抜方法についてなど、教育活動に係る重要事項を審議している。

これらのことから、教育活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、必要な活動を行っていると判断する。

2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携は、教務委員会を中心とした教員同士の話し合いや、相互のシラバスの参照等により、適宜、機能的に行っている。

また、平成17年度から、「科目群連絡会」を実施し、前期には、数学系、電気電子系、制御系、材料力学系及び倫理社会環境、後期には英語系、熱流体エネルギー系、力学ダイナミクス系及び情報系の計9つの科目群連絡会を開催し、授業科目相互の調整と連携を図る取組を行っている。

これらのことから、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われていると判断する。

2-2-③ 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

学級担任への支援として、毎年、教務委員会と学生課が「学級担任のしおり」を作成し、配付しているほか、適宜、学生課職員が助言・協力する体制となっている。また、1、2年次の学年ごとに学年担任会議を開催して、学級担任が相互に支援しているほか、毎年4月に、全学級担任で行う担任会議を開催している。さらに、1年次から3年次に毎週1単位時間実施している特別活動について、実施記録を作成し、それらを取りまとめて公開することにより、各学級担任の工夫を共有している。加えて、1年次の学級担任への支援として、平成14年度から副担任制度を設けているほか、入学直後に実施する新入生合宿研修は、担任するクラスの学生を十分に把握することができる機会としても位置付けている。

舞鶴工業高等専門学校

学校として、学級担任が行う教育活動を円滑に実施するための支援体制について、教員にアンケートを実施しており、アンケート結果から、これらの支援体制が有効に機能していることを把握している。

課外活動の中心となるクラブ・同好会活動については、原則として2人以上の指導教員を配置しているほか、必要に応じて学外からの専門コーチを配置しており、希望する指導教員には変形労働時間制を導入するなどの支援体制を整備している。

これらのことから、教育活動を円滑に実施するための支援体制は機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

一般科目担当教員は、専任教員21人、非常勤講師19人を配置している。

学校の目的を達成するために、人文科学部門、自然科学部門ともに、各専門分野において十分な実績を持つ教員を適切に配置している。また、国際性、英語コミュニケーション能力を身に付けさせるために、英語音声学・英文学、英語教育学等を専門分野とする5人の専任教員と4人の外国人非常勤講師を重点的に配置している。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-② 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

専門科目担当教員は、専任教員35人（他に助手6人）、非常勤講師6人を配置している。

教育理念である「広く工学の基礎と教養を身につけ、問題発見・解決能力、創造力、国際感覚豊かな実践的技術者を育成する」ことを達成するために、4学科に実務経験を有する専任教員13人を配置している。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な専門科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-③ 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

専攻科課程の目的として、「高度の学問と技術を追求し、創造性・人間性豊かで、より独創的技術開発能力を兼ね備えた中核的技術者」を育成し、研究を指導することを定めている。専攻科の授業科目担当教員は、高度の学問と技術を教授するために、各専門分野において深い見識を持つ教員として、博士の学位を取得している専任教員を重点的に配置している。また、研究を指導するために十分な研究業績を持つ教員を専任教員として配置している。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-④ 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置（例えば、均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経験への配慮等が考えられる。）が講じられているか。

教員組織の活動をより活発化するために、教員採用では公募を行い、年齢に関する条件を付すなど、教

員の年齢構成に配慮しており、特定の範囲の年齢に著しく偏らない年齢構成となっている。

独立行政法人国立高等専門学校機構の中期計画に応じて、学生に工学の専門知識を身に付けさせるため、博士の学位の取得者を積極的に採用しており、4学科の教員と自然科学部門の教員のうち約7割が博士の学位を取得している。また、学生に十分な教養を身に付けさせるため、理系以外の一般科目担当教員については、修士の学位を取得している教員を積極的に採用しており、当該教員の約8割が修士以上の学位を取得している構成となっている。さらに、実践的技術者の育成のために、教授及び助教授の約2割が民間企業の出身者となっている。このほか、外国人教員、女性教員は、教員全体の割合が少ないことから採用を増やすように配慮している。

また、独自に教育、研究、学校運営及び地域社会との関わりで顕著な功績を挙げた者を表彰する特別功労者制度を整備し、教員組織の活性化を図っているほか、教員の教育研究レベルを維持向上するため国内外の機関へ教員を派遣している。

これらのことから、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

教員の採用や昇格に関しては、「舞鶴工業高等専門学校教員選考基準」、「舞鶴工業高等専門学校教員選考内規」及び「舞鶴工業高等専門学校内部昇格に関する内規」を定めている。また、非常勤講師の採用に当たっては、「舞鶴工業高等専門学校の常時勤務を要しない教員の選考に関する申合せ」を定めている。

教員の採用については、公募により実施しており、1次選考では書類選考を実施し、2次選考では、校長の立会いのもと、1次選考の合格者によるこれまでの研究内容、着任後の教育、研究に対する抱負についてのプレゼンテーション及び面接を実施し、教育上の能力を含めて審査を行っている。この審査結果は、選考委員長から校長に報告され、校長が最終決定している。

教員の昇格については、校長が必要であると認めた場合に、昇格審査業績書の提出を求め、それを基に面接を実施し、教育上の能力を含めた審査を行い、校長が最終決定している。また、非常勤講師については、各学科長から非常勤講師任用計画表とともに提出された履歴書を基に、校長及び教務主事が任用計画を策定し、教務委員会で資格審査を行い、候補者を決定している。

これらのことから、教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われているか。

教員の教育活動に関して、自己点検・評価部会が授業アンケート及び授業公開により定期的な評価を実施する体制を整備している。

授業アンケートは、学生による無記名の授業評価として、平成9年度から年に1回実施しており、1教員につき2科目について、設問ごとに5段階評価で評価を実施している。また、授業公開は、教員相互による評価を行っており、平成13年度後期から年に2回、前期及び後期に実施している。

さらに、教員の自己評価と教員による相互評価等の当校の評価により、教育活動、学生生活指導、地域社会への貢献等の取組が高いと評価した教員を独立行政法人国立高等専門学校機構教員顕彰の候補者に推薦している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われていると判断する。

3-3-① 学校において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

事務部は、庶務課、会計課及び学生課の3課で構成している。庶務課には14人、会計課には16人、学生課には16人の事務職員が配置されており、学生課には専門員（学務担当）、教務係、学生係及び寮務係を配置し、学生の課外教育に関する事、寮生の生活指導に関する事などの事務を通じて、教育活動の直接的な支援を行う体制となっている。また、図書館に係る業務を行うため、庶務課学術情報係には、司書を配置している。

技術職員については、教育研究支援センターに技術長1人、第1部門に8人、第2部門に3人を配置し、機械・建築システム工学に関する技術的支援及び電気・情報処理・電気制御工学に関する技術的支援を行っており、実習に関する事など教育活動の支援を行っている。

これらのことから、教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者の選抜が、アドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜（例えば、準学士課程入学者選抜、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科入学者選抜等が考えられる。）の基本方針などが記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。

準学士課程のアドミッション・ポリシーは、「(1)『ものづくり』を通して、自立した人間を目指す人」、「(2)自ら学ぼうとする姿勢を持ち、中学校の学習内容を十分理解している人」及び「(3)社会のルールを守っているいろいろな人と協調していける人」として、専攻科課程のアドミッション・ポリシーは、「(1)技術社会の中核を担う者として社会で広く活躍し貢献していく意欲のある人」、「(2)専攻科生としての自覚と確かな目標をもち自主的に学習・研究する意欲が高く十分な基礎学力を身につけている人」、「(3)コミュニケーションの能力と物事を筋道立てて考察する力があり自己の考えを適切に表現することができる人」及び「(4)しっかりとした社会性と倫理観をもち、そして自ら考え、適切に行動できる人」として、それぞれ明確に定めており、アドミッション・ポリシーを掲載している学生募集要項を全教員に配付し、周知を図っている。

学校として、教職員に対するアドミッション・ポリシーの認知度を把握するためのアンケートを実施しており、そのアンケート結果から、おおむね周知されている。

また、準学士課程のアドミッション・ポリシーを掲載した学生募集要項は、京都府や滋賀県等の二府三県にまたがる中学校、教育委員会、進学塾、報道機関等に配布し、専攻科課程のアドミッション・ポリシーを掲載した専攻科学生募集要項は、京都府や滋賀県等の二府三県の高等専門学校及び専修学校に配布して公表しているほか、準学士課程及び専攻科課程ともに、ウェブサイトへの掲載によりアドミッション・ポリシーを公開している。

これらのことから、教育の目的に沿って求める学生像等が明確に定められ、学校の教職員に周知され、また、将来の学生を含め社会に公表されていると判断する。

4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

準学士課程の入学者選抜は、推薦選抜及び学力選抜により実施している。推薦選抜では、アドミッション・ポリシーの「(2)自ら学ぼうとする姿勢を持ち、中学校の学習内容を十分理解している人」に対応して、数学、理科及び英語の教科について小テストを実施して確認し、「(1)『ものづくり』を通して、自立した人間を目指す人」及び「(3)社会のルールを守っているいろいろな人と協調していける人」については、

面接により確認している。学力選抜では、理科・英語・数学・国語・社会の5教科による学力検査及び受験する中学生の出身校から提出された調査書を総合評価することにより、それぞれのアドミッション・ポリシーを確認する選抜方法としており、推薦選抜及び学力選抜ともに適切に実施している。

また、専攻科課程の入学者選抜は、推薦選抜、学力選抜（前期及び後期）及び社会人特別選抜により実施している。推薦選抜では、推薦書、調査書及び面接（専門科目に関する口頭試問を含む）の内容を、学力選抜では、学力検査、面接及び調査書の内容をそれぞれ総合評価する選抜方法としており、社会人特別選抜では、小論文、面接、業務経歴書及び調査書の内容を総合判定する選抜方法としている。各選抜方法の面接においては、アドミッション・ポリシーのすべての項目ごとに、それぞれ対応した質問を行うことにより適合性を確認しており、適切に実施している。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されていると判断する。

4-2-2② アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学後の準学士課程1年次の学生及び専攻科課程の学生を対象にアンケート調査を実施し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているどうかを検証している。

アンケート調査の結果から、準学士課程1年次及び専攻科課程の学生ともに、「現在、アドミッション・ポリシーに合った学生である」と回答した学生数が半数を切っているものの、準学士課程1、2年次では混合学級を導入していることから、学科ごとのアドミッション・ポリシーについて自分自身の適合性の確認が困難であると分析している。

また、専攻科課程については、専攻科委員会において、入学者選抜の面接時における設問項目について改善する必要があると分析し、アドミッション・ポリシーの各項目に対応した質問内容を策定するなど、改善に役立っている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-1① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

最近の状況から、準学士課程、専攻科課程ともに実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

平成15年度に準学士課程において、機械工学科及び建設システム工学科で実入学者数が定員をやや下回ったものの、京都府をはじめ滋賀県等の中学校に出向いて実施する入試説明会や進路説明会等において、教員のみならず、教務事務の経験が豊富な事務職員も参加して説明するなど、積極的な取組により、志願者数の増加に結び付けている。

これらのことから、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 京都府、滋賀県等の中学校に出向いて実施する入試説明会や進路説明会等において、教員のみなら

舞鶴工業高等専門学校

ず、教務事務の経験が豊富な事務職員も参加して説明するなど、積極的な取組により、志願者数の増加に結び付けるなどの成果を上げている。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- 5-4 人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。

(専攻科課程)

- 5-5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-7 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

<準学士課程>

5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置（例えば、一般科目及び専門科目のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

低学年に一般科目を多く配置し、学年の進行に伴い専門科目の割合が高まるくさび形の配置となっており、専門科目については、低学年に専門の基礎科目を、高学年に専門科目を配置している。また、講義の進度にあわせた実験・実習科目を配置するとともに、2年次以降の実習科目には創造性を育成するための授業科目を配置している。さらに、英語教育において、低学年時には基礎的文法等を重視した講義を中心とした授業科目を配置し、高学年になるにつれて会話力の育成を図るなど専門性を高めた講義を配置している。これらの配慮に基づき、卒業時に身に付ける学力や資質・能力の項目ごとに授業科目を系統的に配置しており、体系性が確保されている。

授業の内容を示すシラバスでは、目的に沿った各授業の達成目標を明確にしている。各授業科目の具体的達成目標から、その達成水準も教育の目的を達成するために適切に設定しており、実際の授業の実施内容も教育の目的を達成するために適切なものとなっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されており、また、授業の内容は教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-1-② 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

各クラスの代表学生と校長とのフリートーキング等により学生の多様なニーズを把握し、4年次以上の授業科目の中で学科を越えて履修可能な専門共通選択科目を設定し、履修を認めている。

また、タイのキングモンクット工科大学ラックラバーン校及び韓国の高麗大学と交流協定を結んでおり、今後、交換留学及び単位の相互認定を行う予定となっている。さらに、TOEIC等の語学検定の単位を認定している。

これらのことから、学生の多様なニーズや社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等が考えられる。)

低学年では基礎知識を教授する講義科目を中心とし、高学年では専門的な知識を教授する講義科目及び実践力育成を図る実験・実習科目の比率が高まる構成になっており、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスは適切なものとなっている。

学習指導法の工夫として、英語教育では、イントラネットを利用し、シャドーイングによる話す・聞く能力の向上を目指した指導を行っており、また、「情報リテラシー」では、インターネットを活用して課題研究に取り組ませることにより、情報処理の基本概念と技術を理解させる工夫を行っている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの様式は、シラバス作成要領に従って1年次から3年次用及び4、5年次用に分け、当該授業科目の学力レベル及び到達目標を分かりやすく記載する様式となっている。また、授業科目担当教員が、自主学習の指針となるように授業の内容を記述しているほか、成績評価方法を明示しており、適切なシラバスが作成されている。

授業科目担当教員は、シラバスを用いて授業科目の進捗状況等を確認しており、また、学生は、授業の前に授業科目の内容等を確認するなどシラバスを活用しており、教員及び学生に実施したシラバス活用に関するアンケート結果からも、おおむね活用されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

平成18年度より創造性を育む授業の充実に取り組んでおり、機械工学科の「創造設計製作」において、学外講師による最先端の技術について講演を実施し、「将来の地球のために工学的に何ができるか」などの課題を課してレポートを作成させている。また、電気情報工学科の「創造工学」、電子制御工学科の「創造設計プロジェクト」、建設システム工学科の「創造設計製図」では、問題発見、解決能力及び創造性の基礎的能力を図っている。

また、就業体験を通じて、専門分野における知識・技術・業務に触れながら実務能力を深め、新たな学習意欲を高めることを目的に、4年次においてインターンシップを実施しており、終了後はインターンシップ報告書の提出を課すなど、実践力ある技術者の育成のための教育に活用している。

これらのことから、創造性を育む教育方法の工夫やインターンシップの十分な活用が行われていると判

断する。

5-3-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価・単位認定規定や進級認定・卒業認定規定に関して、「舞鶴工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年の課程の修了及び卒業の認定に関する規則」を定め、この規則に基づき、シラバスに評価方法を明示し、成績評価、単位認定を実施している。これらの規則は、学生便覧及び「履修の手引き」に記載するとともに、年度当初のガイダンスにおいて学生に周知を図っており、実際に周知されている。

また、成績評価に関する学生からの意見の申立てについては、授業科目担当教員がオフィスアワー等において応じている。

成績評価、単位認定は教務委員会において、進級認定、卒業認定は教員会議において適切に実施されており、進級認定、卒業認定は、全教員が参加する教員会議の議を経て、校長が決定している。

これらのことから、成績評価、単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-4-① 教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。

1年次から3年次において、週に1単位時間、計90単位時間の特別活動を行っている。講演「社会がどんな人を必要としているか」、新入生合宿研修、研修旅行、秋の環境美化一斉清掃等を実施することにより、社会人としての常識を身に付け、ルールを守ることを自覚させるとともに協調性や自立心等の育成を図っている。

これらのことから、教育課程の編成において、人間の素養の涵養がなされるよう配慮されていると判断する。

5-4-② 教育の目的に照らして、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。

毎年度、学生指導体制と指導方針を立て、外部講師を招いて、交通安全、薬物乱用防止、エイズ防止、タバコの害についてなどの各種講習会を開催しており、社会人としての常識やルールの遵守などについて指導している。

また、課外活動においては、各クラブに顧問を配置し、その指導の下に活動を行っており、人間形成や健全な精神の育成を図っている。

これらのことから、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されていると判断する。

<専攻科課程>

5-5-① 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

専攻科課程は、電気・制御システム工学専攻及び建設・生産システム工学専攻の2専攻があり、電気・制御システム工学専攻では電気情報工学科及び電子制御工学科と、建設・生産システム工学専攻では機械工学科及び建設システム工学科との連携を図った系統的な授業科目の配置を行っている。

また、準学士課程の4、5年次の教育と一体化して、「生産・情報基礎工学教育プログラム」を編成している。

これらのことから、準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっていると判断する。

5-5-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

各専攻において、専攻科課程の学習・教育目標の各項目に対応させて専門専攻科目、専門共通科目及び一般科目を系統的に配置し、教育課程の体系性を確保している。

授業の内容を示すシラバスには、目的に沿った各授業の達成目標を明確にしている。各授業科目の具体的達成目標から、その達成水準も教育の目的を達成するために適切に設定しており、実際の授業の実施内容も教育の目的を達成するために適切なものとなっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されており、また、授業の内容は教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-5-③ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

学生の多様なニーズに対応するために、幅広い選択科目を設定するとともに、大学で修得した単位の認定を可能としている。また、和歌山工業高等専門学校及び神戸市立工業高等専門学校との単位互換を可能とし、「特別英語」で単位を認定している。

このほか、海外の大学と国際交流協定を締結し、国際性を養う教育の基盤を整備しているほか、社会からの要請に対応して、インターンシップを実施している。

これらのことから、学生の多様なニーズや社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-6-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

高度の学問と技術を追求し、より独創的技術開発能力を兼ね備えた中核的技術者の育成を目的としていることから、授業時間構成として、講義科目 38%に対し、特別演習 8%、特別実験 12%、特別研究 42%としており、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスは適切なものとなっている。

学習指導法の工夫として、「電磁気応用工学」では自作の教材の利用、「ロボットシステム制御」では自著テキストの利用など教材を工夫している。また、「特別演習」等ではコミュニケーション能力の育成のため、対話・討論型授業を取り入れており、「応用通信工学」では課題解決のために、グループ学習を導入している。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-6-② 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

創造性を育む教育方法の工夫として、建設・生産システム工学専攻1年次の「レオロジー」において、課題設定を強く意識するように説明し、それ以外については、学生に自主性を委ねることにより、創造性の発揮を促す工夫をしている。また、「特別演習」では、具体的な特許申請の演習として、特許を取得する可能性のあるアイデアを提案させ、その内容を検討させることにより、創造的視点を持つよう促す指導が行われており、創造性を育む工夫が行われている。

専攻科1年次の夏期休業中に、企業において実習を行う「インターンシップ」を導入しており、報告会を開催して単位を認定するなど、インターンシップの活用が行われている。

これらのことから、創造性を育む教育方法の工夫やインターンシップの活用が行われていると判断する。

5-6-③ 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。

シラバス作成要項に従って、当該授業科目の目的、到達目標及び学習・教育目標との関連を分かりやすく示しており、自主学習の指針となるよう授業の内容を記述するほか、学習方法及び成績評価方法を明示する様式となっており、適切なシラバスが作成されている。

また、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることについて、シラバスに明記することにより、周知している。

学生は、授業前にシラバスを読むなど活用しており、教員は、授業の進捗状況の確認、他の科目との関連の把握、他の科目との連携を考慮した授業設計を計画するためにシラバスを活用している。さらに、科目群連絡会や新カリキュラム特別委員会などの会議資料としても活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-7-① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、技術職員などの教育的機能の活用、複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導などが考えられる。）が行われているか。

特別研究は、専攻科1年次に通年4単位、専攻科2年次に通年10単位の計14単位を割り当て、年度当初に学生の研究テーマを決定し、1人の学生に対して複数の教員が指導する体制となっている。

特別研究の研究発表は年に2回行い、特別研究論文の評価は主査と数人の副査により行っている。研究指導の成果として、多くの学生が学会発表を行うレベルにまで内容や質を高めている。

これらのことから、専攻科で修学するにふさわしい研究指導が行われていると判断する。

5-8-① 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価・単位認定規定や修了認定規定は、「舞鶴工業高等専門学校専攻科の単位の修得に関する規程」に定めている。同規程は、「専攻科学習の手引き」に記載し、学生に周知を図っており、学生に対する認知度についてのアンケート結果から、成績評価、単位認定、修了認定の内容が学生に周知されている。

成績評価に関する学生からの意見の申立てについては、学生が授業科目担当教員に、試験結果や疑義について、確認できる機会を設けている。

また、この規程を基に成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

<準学士課程>

- インターンシップは、就業体験を通じて、専門分野における知識・技術・業務に触れながら実務能力を深め、新たな学習意欲を高めることを目的に、4年次において実施しており、終了後はインターンシップ報告書の提出を課すとともに、「舞鶴工業高等専門学校インターンシップ成績評価実施要領」を定め、受け入れ先の企業の指導者に対しても評価を依頼して成績評価するなど、実践力ある技術者の育成のための教育に活用している。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 高等専門学校として、その目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

準学士課程では、各学科の教育課程に沿って整理した表に基づき、準学士課程の学習・教育目標（A）～（H）の各分類に属する授業科目を設定している。学習・教育目標（A）及び（E）の一部の授業科目に設定した履修条件に加え、各分類の開設科目の総授業科目数に対する修得科目比率が50%以上となっていることをもって、学生が卒業時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について達成されているものと把握・評価している。

専攻科課程では、専攻科課程の学習・教育目標の（A）～（H）の項目に分類された科目群について、履修科目数がそれぞれの項目に分類された授業科目の半数以上を修得していることをもって、学生が修了時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について達成されているものと把握・評価している。

これらのことから、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作などの内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

準学士課程及び専攻科課程ともに、学習・教育目標ごとに分類した授業科目の修得状況により、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価する方法を定めており、これに基づいて、把握・評価した結果から、教育の成果や効果が上がっている。

また、準学士課程における進級率は、高い値で推移しているほか、卒業研究において、学生の学力や資質・能力を総合的に評価しており、専攻科課程では、修了生が学位を取得しているほか、修了生の約半数の学生が学会等で研究成果を発表していることなどからも、教育の成果や効果が上がっている。

これらのことから、各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

準学士課程卒業生の就職については、就職希望者の就職決定率が極めて高く、就職先の業種は、機械や電気系の製造業、建設業、情報サービス業等、各学科の専門分野の特色を活かした業種となっている。また、進学に関しては、大学の工学部を中心に進学しており、各学科の専門分野に関連したものとなっている。

専攻科課程修了生の就職についても、就職希望者の就職決定率が極めて高く、就職先の業種は、機械や電気系の製造業、建設業、情報サービス業等、各専攻の特色を活かした業種となっている。また、進学先に関しては、大学の大学院工学系専攻を中心とした研究科へ進学しており、各専攻の専攻分野に関連したものとなっている。

これらのことから、教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、十分な教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 学生が行う学習達成度評価等から判断して、学校の意図する教育の成果や効果が上がっているか。

準学士課程5年次及び専攻科課程2年次の学生に対し、教育評価アンケートを実施しており、準学士課程については直接の学習達成度を評価する内容となっていないものの、同アンケートにより、卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等に関する達成度調査を行っている。

アンケート調査結果から、準学士課程及び専攻科課程ともに「豊かな人間性、国際性、協調性及び英語によるコミュニケーション能力を身につける能力」について低い達成状況であるものの、全体としておおむね達成されている状況である。

これらのことから、おおむね学校の意図する教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先などの関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等を直接の対象とした意見の聴取ではないものの、平成14、17年度に、卒業生、進路先企業の関係者に対して、教育評価アンケートを実施している。

卒業生に対するアンケート結果から、「自然科学（数学、物理学、化学等）に関する知識とそれを応用する能力」、「高専で学んだ専門分野に関する知識（講義系科目）とそれを応用する能力」、「高専で学んだ専門分野に関する知識（実験・実習系科目）とそれを応用する能力」などについて、当校の教育に「十分満足」、「ある程度満足」など満足であるとしている卒業生の割合は、それぞれ、自然科学66%、講義系専門科目64%、実験実習系科目69%であり、おおむね教育の効果や成果が上がっている。

また、進路先企業に対するアンケートでは、自由記述欄で高い評価を得ている。

これらのことから、卒業生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、また、その結果からみて、おおむね教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 準学士課程及び専攻科課程ともに、就職希望者の就職決定率が極めて高いばかりでなく、その就職先の業種も、機械や電気系の製造業、建設業、情報サービス業等、各学科及び各専攻の専門分野の特色を活かした業種となっている。また、進学先も大学の工学部や大学院工学系専攻を中心とした研究科となっており、教育の目的において意図している、養成しようとする人材像等について、十分な教育の成果や効果が上がっている。

【改善を要する点】

- 準学士課程の学生が行う学習達成度評価等について、準学士課程の在学時に身に付ける学力や資質・能力等の直接の学習達成度を評価する内容となっていない。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
- 7-2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言、支援体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

準学士課程の新生に対して、「学習の進め方(手引書)」を配付し、新生オリエンテーション、新生クラス別オリエンテーション、専門学科のためのガイダンス、新生合宿研修説明等のガイダンスを行っている。準学士課程の新生以外の学生に対しては、選択科目の履修説明会のほか、特別活動として、ホームルームにおいてガイダンスを行っている。また、4、5年次の学生に対しては、開設している生産・情報基礎工学教育プログラムの説明会を行っている。

専攻科課程の新生に対して、「専攻科学習の手引」を配付し、これに基づいて、学習を進める上でのガイダンスを行っている。また、専攻科課程2年次の学生に対しては、学位申請説明会において、学位申請に必要な履修すべき科目についてのガイダンス等を行っている。

さらに、学生が自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制として、オフィスアワーを設定し、掲示板に掲載するほか、学級担任、副担任が相談・助言を行っている。

これらのことから、学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されており、また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-② 自主的学習環境(例えば、自主学習スペース、図書館等が考えられる。)及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境として、図書館及び情報科学センターを整備している。

図書館では、図書の閲覧と自主学習を可能とし、平日は22時まで、土曜日は18時まで開館して自主的学習環境として提供しており、学生が効果的に利用している。

情報科学センターは、利用申請のもと、センター内情報演習室、図書館内マルチメディア室を平日の22時まで利用可能とし、学生が、自主的学習環境として効果的に利用している。また、放課後には教室を開放し、教員研究室前に机と椅子を置いて、自主学習スペースあるいはコミュニケーションスペースとして学生に提供しているほか、福利厚生施設として、青葉会館1階に学生食堂と売店を設置し、学生が利用している。

これらのことから、自主的学習環境及びキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズ（例えば、資格試験や検定試験受講、外国留学等に関する学習支援等が考えられる。）が適切に把握されているか。

学習支援に関する学生のニーズを把握するために、FDパネルディスカッションにおける学生の意見聴取、学生による授業評価アンケートにおける自由記述、校長とのフリートーキング、教員と専攻科課程の学生との「専攻科学生交流会」等を実施しており、オフィスアワーの時間設定の要望などを把握している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

技能検定等合格に係る単位認定に関する規定を定めており、実用英語技能検定とTOEICに対して、単位を認定する体制を整備している。実用英語技能検定とTOEICについて、毎年全学生に受験検定料を補助し、受験させており、受験実績、合格に伴う単位認定の実績を上げている

外国留学のための支援体制として、タイのキングモンクット工科大学ラックラバーン校及び韓国の高麗大学と協定を締結し、海外留学の基盤を整備しているほか、英語教育の重要性を認識させることを目的として、直に異文化に触れさせるための、海外研修旅行を実施している。

これらのことから、資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-⑤ 特別な学習支援が必要な者（例えば、留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）がいる場合には、学習支援体制が整備され、機能しているか。

留学生には指導教員と学生チューターによる学習支援を行うほか、日本語、専門教科特別補講の計画を立てて「日本語」、「流体力学」、「計算機工学」等の授業科目を開設し、実施している。

編入学生には、入学前に入学説明会を行い、入学後に補習を行っている。また転科生に対しても、補習措置を行っている。

これらのことから、特別な学習支援が必要な者に対し、学習支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-⑥ 学生のクラブ活動や学生会等の課外活動に対する支援体制が整備され、機能しているか。

クラブ活動に対しては、クラブ顧問の教員を配置しており、対外試合引率費とクラブ活動費は主として後援会が支援しているほか、体育大会派遣等の補助支援も行う体制としている。

学生会へは、学生課学生係及び学生委員会厚生補導部会が担当し、支援を行っている。

これらのことから、課外活動に対する支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-2-① 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

学生の生活面に係わる指導・相談・助言を行う体制として、学生相談室を設置しており、月に一度専門のカウンセラーによる相談を実施している。そのほか、学生委員会が中心となって、指導・助言等を行う体制を整備し、交通安全講習会や薬物乱用防止講演会、エイズ防止やタバコの害についての講演会等の各種講演会を実施し、指導を行っている。

学生の経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制として、授業料免除や奨学金、寄宿料免除制度に応募するために、学級担任などが推薦・面談を行っており、授業料免除等の活用実績を上げている。

これらのことから、学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-2-② 特別な支援が必要な者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）がいる場合には、生活面での支援が適切に行われているか。

留学生に対して、「留学生のための健康のしおり」を作成して配付し、災害共済給付契約や国民健康保険への加入、独立行政法人日本学生支援機構の外国人留学生医療費補助制度の活用等について指導し、支援している。また、留学生の食習慣の違いに配慮して、学生寮補食室の充実を図っている。

障害のある学生がいる場合の対応として、エレベータや校舎入口のスロープ、障害者用トイレ等を設置するなど、バリアフリー化を図っている。

これらのことから、特別な支援が必要な者に対し、生活面での支援が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

学生寮において、学寮規則、学寮日課表、寮生会規約・組織図、寮生会消防隊、避難要領等の規則を定めており、「寮生活のしおり」に、寮生活上の注意点を記載し、寮生に配付しているほか、在寮点検、消灯後の巡回等を行うことにより、学生寮が生活の場として機能している。

また、学生寮が学習の場として有効に機能するように、日課において自習時間を設定している。施設面では、各棟各階に共用スペースである談話室の設置、無線LANを整備し、勉学の場として機能している。

さらに、欠課や欠席の多い寮生に対しては、毎朝の巡回や、試験1週間前の登校指導等を実施している。

これらのことから、学生寮は、学生の生活及び勉学の場として有効に機能していると判断する。

7-2-④ 就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

学生委員会進路指導部会が、準学士課程4年次及び専攻科課程1年次の学生を対象として、11月に第1回進路ガイダンス、2月に第2回進路ガイダンス、3月に進路懇談会として、準学士課程は学級担任が、専攻科は進路指導担当教員が、保護者、学生との三者面談を実施している。そのほか、4月に進学希望者向けのガイダンスを行っている。

大学編入の資料は、学生課窓口及び図書館1階ロビーに設置し、学生が閲覧できるようにしている。また、会社案内の資料は各学科5年次の学級担任研究室に設置している。実際の個々の学生に対する進路指導は、各学科5年次の学級担任が行っている。

これらのことから、就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 英語教育の重要性を認識させることを目的として、直に異文化に触れさせるために、海外研修旅行の機会を設け、実施していることは、特色ある取組である。

基準 8 施設・設備

8-1 教育課程に対応して施設、設備が整備され、有効に活用されていること。

8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。
--

【評価結果】
基準 8 を満たしている。
(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館等、実験・実習工場さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

教育課程を実現するために必要な施設として、一般教科棟、各学科棟、専攻科棟、共通講義棟、地域共同テクノセンターを含む低学年棟、共通講義棟、情報科学センター、実習工場、図書館、体育館、グラウンド、福利厚生施設の青葉会館、合宿所等を整備している。教室及び教員研究室には冷暖房機器を完備し、教育・研究に適切な環境を提供している。教室及び講義室には液晶プロジェクタ、スクリーン等の視聴覚機器を整備し、視聴覚教育・情報教育が可能な学習環境を整備している。教育方針である「実験・実習、演習、ものづくりを重視する」のもと、LL教室、物理実験室、化学実験室をはじめ、非破壊実験室、基礎電気実験室、ロボット工学実験室、水工学実験室、流れ学実験室等、多様な実験室を整備しており、これらの実験室には、実験・実習・演習にふさわしい実験設備・機器を整備し、活用している。また、教育・研究の展開にフレキシブルに対応して使用できるように、共通実験室を設置している。教育・研究を進める上での打合せや会議に対しては会議室（大会議室・中会議室・多目的会議室）を、学生に進路指導を行う施設として進路指導相談室を整備している。さらに、エレベータ、校舎入口のスロープ、障害者用トイレを設置しているなど、バリアフリー化を図っている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

平成 16 年度にイーサネットを更新し、現在は、高速光ネットワークをベースとする LAN システムにより、教員研究室、事務室から情報科学センターのワークステーション及びインターネットの利用を可能としている。情報科学センター内には 45 台のワークステーションを設置しているほか、授業に用いるパソコン計 312 台、授業以外で学生が利用するパソコン 265 台をネットワークに接続している。また、学生寮には、学生と教員が協働して自ら無線 LAN を設置し、自学自習等に有効に活用している。

ネットワークのセキュリティ管理は、情報科学センターの管理・運営組織に設置している機器運用・セキュリティ部門を中心に行っており、ファイアウォールを用い、不正進入対策、ウィルス対策を講じるとともに、不適切なウェブサイトへのアクセスを禁止している。

学生の利用については、「校内ネットワークの利用に関する指針（学生向け）」を定め、年度当初の利用講習会で、情報セキュリティについて周知を図っており、学生は自主学習に有効に活用している。教職員に対しては、「校内ネットワークを用いた情報発信に関する指針（教職員向け）」を定めており、授業等の教育、教員の研究、国内外の教育研究機関や研究者との情報交換等に有効に活用されている。

これらのことから、情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館の蔵書数は、自然科学・工学関係を中心に約7万9千冊所有している。教育の目的に対応させ、幅広い教養の涵養をめざして、哲学、歴史、文学等、各分野の図書の充実を図っているほか、DVD等の視聴覚資料を揃えている。

図書の選定に当たっては、教員による選定のほか、ブックハンティングによる学生の選定、図書館投書箱による学生の希望図書の選定など、学生のニーズにも配慮している。また、学生の学習支援として、教科書コーナーに授業で使用している教科書、参考書を配架し、専攻科コーナーに専門性の高い参考書を集めている。

また、研究関連の学術雑誌等を収集しているほか、研究支援のために学術雑誌の検索システムを整備しており、教育研究上必要な資料が系統的に整備されている。

平日は8時30分から22時まで、土曜日、定期試験前及び試験期間中の日曜日及び祝日は13時から18時まで開館している。長期休業期間においても、平日の8時30分から17時まで開館しているなど、学生の利用上の便宜を図っており、利用されている。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生寮には、学生のニーズに基づき、学生及び教員が協力して自主的に無線LANを設置し、自学自習等に有効に活用されている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

教育活動の実態を示すデータや資料は、学生が行う学習達成度評価に関して、準学士課程の学生による直接の学習達成度を評価する内容である資料の収集は行われていないものの、「舞鶴高専年報」に収集・蓄積しているほか、準学士課程及び専攻科課程の成績評価に関するデータは、学内限定のネットワークシステム、評価資料室等において適切に管理している。

また、評価委員会が、教務委員会、学生委員会、学寮委員会等で得られたデータを評価・検討する体制となっている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されていると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行なわれており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

教務委員会FD部会の開催するパネルディスカッションや校長とのフリートーキングにより、学習レベルに関する学生の意見の聴取等が行われており、聴取した学生の意見を点検・評価し、重要度が高いと判断した学生寮の改善などについて、運営会議で報告している。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

卒業生、就職先企業等への教育評価に関するアンケート調査により、学外関係者の意見を聴取している。また、進路指導部会委員が就職先の関係者の意見を聴取している。

これらの意見への結果から、コミュニケーション能力の習得、英語力、プレゼンテーション能力の向上などについての意見が聴取され、評価委員会に報告し、教育の状況に関する自己点検・評価に反映している。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 各種の評価（例えば、自己点検・評価、教員の教育活動に関する評価、学生による達成度評価等が考えられる。）の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

各種の評価結果を受けて、評価委員会、教育プログラム委員会、教務委員会、学生委員会、学寮委員会、専攻科委員会等が改善策を提案し、運営会議で審議するシステムを整備している。

実際の改善事例として、建設システム工学科のコース制導入は、入試委員会の評価結果を受け運営会議で決定されている。創造工学科目の変更は、教務委員会において実験系の科目充実のため検討され、改善を実施している。また、全学年において英語を必須科目としたことに伴う教育課程の変更について、教務委員会で検討を行い、見直しを行っている。

これらのことから、各種の評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

教務委員会が「授業公開実施要領」を定め、授業公開の目的、評価者、実施・評価手順、評価項目等を制定し、授業公開実施計画書及び授業公開報告書の書式を定め、授業公開を実施している。さらに、授業を質的に向上させるため、各教員の授業改善に役立てることを目的として、授業参観を実施している。

教員は、授業公開報告書を受け、授業改善プラン報告書を提出することにより、授業内容、授業技術の改善を図っており、教員の改善活動状況を学校として把握している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っており、また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握していると判断する。

9-1-⑥ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

教員は、国際会議、学会等において研究成果を発表しており、これらの成果を卒業研究、特別研究指導に活かし、学生の研究に対する興味や意欲を高揚させ、積極的に研究に取り組む効果を生み、卒業研究、特別研究の成果を学会に発表するなどの成果を出している。

これらのことから、研究活動が教育の質の改善に寄与していると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、組織として適切な方法で実施されているか。

教務委員会の下に組織されたFD部会によって、授業公開、特許講習会、授業アンケート、FD講演会及びパネルディスカッションを実施している。

FD講演会では外部から講師を招き、「学生の意欲を高め、学生が動く授業への改善」と題して講演会を実施し、パネルディスカッションでは「よりよい授業改善を目指して」をテーマに学生と教員がディスカッションを行っている。

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメントが、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD部会が実施した授業公開は、評価された教員が、授業改善プラン報告書を提出することにより、教

員の授業の改善に結び付いている。特許講習会は、「知的財産を継続的に行っていくためにはどのような教育プログラムが考えられるか。」をテーマに、平成17年度に4回開催しており、指導内容及びその成果を報告することにより、その後の教育の質の向上に結び付けている。授業アンケートは、学生から出された要望を教員にフィードバックし、要望が適切なものかを検証した上で、教育の質の向上や授業の改善に結び付けている。FD講演会は外部から講師を招き、「学生の意欲を高め、学生が動く授業への改善」をテーマに授業改善方法の指導を受け、その後の教育の質の向上や授業の改善に結び付けている。

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学校運営、教育活動、研究活動、地域・社会活動に関するデータを網羅した「舞鶴高専年報」を毎年取りまとめており、教育活動に活かしている。

基準 10 財務

- 10-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-1① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
当校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有していると判断する。

また、学校として健全な運営を行っており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-1② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
授業料、入学検定料、入学料等の諸収入の状況、独立行政法人国立高等専門学校機構からの学校運営に必要な予算配分の状況から、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的な収入が確保されていると判断する。

なお、外部資金について、民間等との共同研究などにおける獲得額が少ない。

10-2-1① 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

収支に係る計画として、予算配分案が会計課で作成され、運営会議で審議・決定されている。

また、この計画については、教員会議に報告され、学内ウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-1② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

10-2-1③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算については、運営会議で審議・決定された配分計画に基づき、関係部署に適切に配分されている。

また、教育研究活動の活性化を図るため校長裁量経費を設けて、教育の改善・カリキュラム関係等の学生教育、研究開発、学校環境の維持管理等への事業に対し、申請に基づきヒアリングを実施し重点的な予算配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

学校を設置する法人である独立行政法人国立高等専門学校機構において、平成 16 年度の財務諸表が、官報において公告され、ウェブサイトにも掲載されており、適切な形で公表されていると判断する。

なお、平成 17 年度の財務諸表についても、平成 16 年度と同様に、適切な形で公表される予定である。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

会計監査については、内部監査及び独立行政法人国立高等専門学校機構において会計監査人による外部監査が実施されており、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

また、平成 17 年度において近畿地区の国立高等専門学校間の相互監査を受けている。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 学校の目的を達成するために、外部有識者の意見が適切に管理運営に反映されていること。
- 11-3 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

「舞鶴工業高等専門学校組織規程」を定めており、教務主事が副校長として、学生主事及び寮務主事が校長補佐として校長を補佐し、教務委員会、学生委員会、学寮委員会等の各種委員会において、校長の諮問に応じ、特定の重要事項に関する調査及び審議を行っている。各種委員会において審議した事項は、運営会議の議を経た後、校長のリーダーシップの下、意思決定を行う態勢となっている。

これらの態勢に加え、学校の将来構想に関する事項について、企画、立案及び調査を行う企画室を設けている。また、外部有識者により構成している参与会では、校長の諮問を受けて学校運営に関する重要事項を審議し、校長に助言・勧告している。

これらのことから、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっていると判断する。

11-1-② 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

教務委員会、学生委員会、学寮委員会等の各種委員会は、規則に基づき、適切に役割を分担しており、活動している。また、事務組織には、事務部全体を総括する事務部長の下、庶務課、会計課及び学生課を設置し、適切に役割を分担しており、活動している。

これらのことから、管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動していると判断する。

11-1-③ 管理運営の諸規定が整備されているか。

管理運営の諸規定については、「舞鶴工業高等専門学校学則」、「舞鶴工業高等専門学校組織規程」、「舞鶴工業高等専門学校事務組織規程」等の必要な諸規定が定められ、整備されていると判断する。

11-2-① 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

外部有識者で構成する参与会から、教育研究活動の計画、評価及び運営について、助言を受けている。また、地域の公的機関の長で組織する懇談会「鶴鶏会」や後援会役員との懇談会を定期的に開催しており、外部有識者からの意見を聴取している。さらに、後援会支部懇談会にも積極的に参加し、保護者が求める学校運営に関する身近な意見として聴取している。

「地域社会との連携強化を図るべきである。」との参与会からの意見を受け、舞鶴市、宮津市との研究

組織を発足するなど、外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されている。

これらのことから、外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-3-① 自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。

平成6年3月に、舞鶴工業高等専門学校の教育・研究活動などの総合的な状況について自己点検・評価した「舞鶴工業高等専門学校の現状」、平成10年3月に、「舞鶴高専の現状と課題ー21世紀に向けての自己評価・評価報告書ー」を公表している。また、教育・研究活動状況を記載した「舞鶴高専年報」を平成15年度（平成16年4月刊行）以降、毎年4月に発刊し、公表している。

これらのことから、自己点検・評価が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されていると判断する。

11-3-② 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるような、システムが整備され、有効に運営されているか。

評価委員会は、目標達成状況等の自己点検・評価を行い、その評価結果を運営会議及び教員会議において報告している。また、改善を要する指摘事項等については、運営会議で方針を協議した後、関係部局にフィードバックし、改善の具体策を実施するシステムを整備している。

このシステムのもとで、教育系技術職員の組織化及び一元化が検討され、教育・研究への支援体制の充実のため、教育研究支援センターを新設し、同センターに技術職員を配置している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善に結び付けられるシステムが整備され、有効に運営されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 外部有識者で構成する参与会からの意見を踏まえ、地域社会との連携強化を図るため、舞鶴市、宮津市との研究組織を発足するなど、外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 高等専門学校名

舞鶴工業高等専門学校

(2) 所在地

京都府舞鶴市字白屋234番地

(3) 学科等の構成

学 科：機械工学科，電気情報工学科，
電子制御工学科，建設システム工
学科

専攻科：電気・制御システム工学専攻，
建設・生産システム工学専攻

(4) 学生数及び教員数（平成17年5月1日現在）

学生数：学 科 828名

専攻科 59名

教員数：63名

2 特徴

本校は、昭和 40 年度に機械工学科 2 学級と電気工学科 1 学級で発足し、昭和 45 年度に土木工学科 1 学級を増設、平成 2 年度には機械工学科 2 学級を機械工学科と電子制御工学科に改組、平成 6 年度に土木工学科を建設システム工学科に改組した。平成 16 年度に独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校となり電気工学科を電気情報工学科に名称変更した。また、平成 12 年度に専攻科を設置した。準学士課程卒業生の進路は就職と進学がほぼ同数であり、専攻科修了生は大学院にも進学している。本校の学生は、京都府はもとより兵庫、滋賀、福井、大阪などの広範囲の地域から入学しており、全国高専でも有数の大規模寮を有し、在学生の 60%以上が学寮生活を営んでいる。そのため、1、2 年生を全寮制として遠隔地からの入学生に配慮している。教職員と寮生の連携も進んでおり、学寮の無線 LAN 工事は寮生と教職員の共同作業によるものである。

本校の教育方針は、(1) 実験、実習、演習、ものつくりを重視する、(2) 基礎に立ち返って考えさせる、(3) 自ら学ぼうとする意欲を育てる (4) 豊かな教養と国際性を育む、であり、「広く工学の基礎と教養を身につけ、問題発見・解決能力、創造力、国際感覚豊かな実践的技術者を育成」している。

専攻科課程では、準学士課程での教育を基盤として、より独創的な技術開発能力と研究能力を有した人材を養成している。

本校の教育の特徴として、広い視野を獲得し多くの友人を作ることを目的として、1～2 年生には混合学級を導入している。同時に、優れた技術者とな

るための動機付け科目として 1 年生に「工学基礎」を開講し、大学・企業等からの外部講師による授業、近隣企業の見学、ものつくりと PBL を融合させた体験型授業を行っている。また豊かな教養と国際性を育むために、タイの King Mongkut's Institute of Technology Ladkrabang 及び韓国の Korea University との学術交流協定を締結し、平成 18 年度の研修旅行から海外の大学の学生と本校学生が直接交流を行う計画が進んでいる。また、留学生の受入にも積極的で、学寮に留学生スペースを確保して施設面での充実を図っている。平成 17 年度にはベトナムとマレーシアの留学生の出身大学に日本人学生と教員を短期派遣している。その他、全学年で TOEIC および TOEIC Bridge の IP テスト受検を義務付け、コミュニケーション英語を身につけさせる工夫をしている。遠隔地からの入学者が多いことに配慮し、保護者で構成されている後援会との連携を強化しており、毎年夏休み期間に後援会支部が開催する懇談会に校長、主事をはじめとする学校関係者が出席し、保護者からの要望を直接聴取するとともに、本校の教育を改善するための意見交換が行われている。その他、親元を離れて暮らす学生への支援として、平成 18 年度から 1 年生を対象に全教員が数名の 1 年生を分担し、相談窓口となるパートナーシップ制度を導入している。また、民間アパート等から通学する学生の健康に配慮し、学生食堂を充実させている。

「産業の発展に寄与すること、並びに北近畿地域の教育、文化の基盤を支える」ために、地域連携事業として、阿蘇海の底質浄化（舞鶴市・宮津市・民間企業）、地域の地すべり管理・地域住宅の耐震対策・災害に強いまちづくり（舞鶴市）、産業廃棄物の有効活用（京都大学・民間企業）、まいづる水素エネルギー戦略会議の立ち上げ（舞鶴市・民間企業）を主導し、京都・まいづる立命館地域創造機構（MIREC）にも参画している。これらの活動は、近畿地区高専テクノサロン、国際フロンティアメッセ及び近畿産学官連携ビジネスショウで紹介している。その他、地域の小中学生と保護者を対象に高専 PR イベントを開催し、理科離れ対応と、高専の認知に努めている。

学生の課外活動も活発で、ロボコン、プロコン、エコラン、デザコンと称される高専学生対象の競技会で、近畿地区大会優勝や最優秀賞（文部大臣賞）等を受賞している。

平成16年度に本校準学士課程 4、5 年生と専攻科課程で構成される「生産・情報基礎工学」教育プログラムが工学（融合複合・新領域）関連分野で JABEE 認定を受けている。

ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

舞鶴工業高等専門学校の使命

- (1) 舞鶴工業高等専門学校（以下本校）では、育成すべき学生像（教育理念）として「広く工学の基礎と教養を身につけ、問題発見・解決能力，創造力，国際感覚豊かな実践的技術者を育成する。もって，産業の発展に寄与すること，並びに北近畿地域の教育，文化の基盤を支えること」を使命とする。

本校の目的

- (1) 準学士課程においては、学則 第 1 条に則り、教育基本法及び学校教育法に基づいて、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。
- (2) 専攻科課程においては、学則 第 39 条に則り、高等専門学校の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

教育活動等の基本的な方針，教育方針

- (1) 実験，実習，演習，ものつくりを重視する。
- (2) 基礎に立ち返って考えさせる。
- (3) 自ら学ぼうとする意欲を育てる。
- (4) 豊かな教養と国際性を育む。

養成すべき人材像

- (1) 準学士課程においては、広く工学の基礎と教養を身につけ、問題発見・解決能力，創造力，国際感覚豊かな実践的技術者を育成する。
- (2) 専攻科課程においては、5年間にわたる一貫した実践教育の特徴を生かしながら、更に2年間の課程において、高度の学問と技術を追求し、創造性・人間性豊かで、より独創的技術開発能力を兼ね備えた中核的技術者の育成を目的とする。

iii 自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

基準 1 高等専門学校の目的

本校は、教育理念を「広く工学の基礎と教養を身につけ、問題発見・解決能力・創造力、国際感覚豊かな実践的技術者を育成する。もって、産業の発展に寄与すること、並びに北近畿地域の教育、文化の基盤を支えることを使命とする。」と定め、教育方針として「(1) 実験、実習、演習、ものづくりを重視する (2) 基礎に立ち返って考えさせる (3) 自ら学ぼうとする意欲を育てる (4) 豊かな教養と国際性を育む」を掲げている。さらに、それらの教育理念と教育方針を踏まえ、具体的な学習・教育目標が設けられている。

準学士課程では、一般教育と専門教育を一貫して行い、将来、専門分野で活躍できるように、基礎知識の修得と実践的応用力を育成する。専攻科課程では、準学士課程での実践教育の特徴を生かしながら、高度の学問と技術を追求し、創造性・人間性豊かで、より独創的な技術開発能力を備えた中核的技術者を育成する。準学士課程及び専攻科課程で養成しようとする人材像、また卒業時（修了時）に備えるべき資質や学力は、観点1-1-①で詳細に述べた通り、学校教育法第70条の2が定める高等専門学校の目的、「高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」を踏まえて策定したものである。

また、教職員及び学生に対して、本校の教育理念、教育方針、学習・教育目標が、学校概要、学生便覧、シラバス、中期目標・計画、ウェブページなどを通して周知されている。学習・教育目標は、絶えず学生の目に触れるように教室に掲示してある。目的の周知状況について教員と学生を対象にアンケートを実施し、周知方法に関してやや問題は残るものの、概ね理解されていることが明らかとなっている。

社会への公表は、ウェブページ、学校概要・学校案内・学生募集要項の送付及び配布、中学訪問、入試説明会、中学校要請による進路説明会等を通して実施している。その他にもインターンシップ受入企業・機関に送付するなど、本校の目的を広く社会に知ってもらうべく努めている。

基準 2 教育組織（実施体制）

本校は学則第1条に定められた目的のもとに、「広く工学の基礎と教養を身につけ問題発見・解決能力、創造力、国際感覚豊かな実践的技術者を養成する」ことを教育理念としており、学科の構成はこの目的に整合したものであり、また設置基準に適合している。また、専攻科の構成は、上記の本校の目的と教育理念に整合しており、学校教育法の規定に適合している。本校の情報科学センターは、授業において十分利用されているだけでなく、数多くの学生が放課後等に利用しており、教育を遂行するために不可欠のものとなっている。本校では教務委員会と専攻科委員会が組織として整備され、この二つの委員会及び教務委員会・評価委員会の下に置かれた部会が重要事項を審議し、企画・実施するなどの必要な活動を行っている。一般・専門の教員間の連携は「科目群連絡会」などを通じて機能的に行われている。学級担任とクラブ顧問等の活動は、学生が本校の教育目的の下で充実した学生生活を送るために重要な役割を果たしており、その活動を支援するための体制も整えられている。

基準 3 教員及び教育支援者

一般科目担当教員及び専門科目担当教員は、高等専門学校設置基準に定められている人員を厳選して採用・配置し、科目間連絡会などを通じて相互に連携を図る体制を整え、各自の資質を高める工夫をしている。学生に国際性を身につけるため英語コミュニケーション能力を身に付ける教育に重点を置き、英語担当教員を強化している。専門科目の担当教員の配置については、学校の目的を達成できるように、教員の専門分野を考慮した適切な人選と配置を行っている。専攻科担当教員については、業績等を考慮し専攻科の目的を達成できる教

舞鶴工業高等専門学校

員組織を編成しており、大学評価・学位授与機構による認定を受けている。

教員組織の活動を活発化するために、年齢別構成、性別構成、教員の専門分野と実務経歴に配慮するとともに、授業公開や授業アンケートの実施、FDパネルディスカッションなどを実施している。

教員の採用や昇格には舞鶴工業高等専門学校教員選考基準及び舞鶴工業高等専門学校教員選考内規が定められており、これに基づいて適切に運用がなされている。非常勤教職員の採用にあっても、明文化された規定に基づいて厳正に実施されている。

教員の教育活動に対する定期的な評価については、授業公開と授業アンケート、教員の自己評価が実施されており、これを自己点検・評価委員会（部会）を中心に組織的に教育の質の向上と改善の活動が実施されている。

また、事務職員、技術職員等の教育支援者の配置については、明文化された規程に基づいて配置され、各種会議および各種委員会への支援と補佐の事務体制や教育研究支援センターの教育・研究支援の体制が整えられている。

基準 4 学生の受入

アドミッション・ポリシーが明確に定められ、準学士課程入学者選抜、編入学生選抜および専攻科入学者選抜が実施されている。また、受験対象関係機関へ通知、教職員への周知、将来の学生を含め社会への公表も十分に行われている。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入方法が採用されており、入学者選抜へ適切に反映されている。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかどうかをアンケート調査により検証している。その結果、アドミッション・ポリシーの存在を知っていた者が準学士課程1年では42%、専攻科課程では23%を示し、専攻科課程の認知度が低い。「アドミッション・ポリシーの存在を知っていた」と回答した人に対する「あなたは受験時に本校のアドミッション・ポリシーに合っていると思っていましたか。」との設問では、「合っていた」と「一部合っていた」を合計すると、準学士課程では83%、専攻科では87%を示しておりアドミッション・ポリシーを理解した上で、入学していることが明らかとなった。

入学定員と実入学者数との関係については、準学士課程の実入学者は入学定員に対して1.0～1.1倍の範囲で推移しており、適正である。専攻科課程の実入学者は入学定員に対して1.0～2.0の範囲で推移しており、本校の施設・スタッフ面からこの状況は十分許容可能な範囲であり適正である。

基準 5 教育内容及び方法

< 準学士課程 >

本校の教育理念に沿って卒業時の到達目標及び各学年の修了時の到達目標を具体的に定めて授業科目を決定し、各科目を適切に配置している。他学科の授業科目の履修を可能とし、国際化対応として語学検定の単位認定を行い、外国大学との交流協定を通して海外留学の途を開いている。留学生のニーズに対応するため、日本語や日本文化についてのカリキュラムを編成している。学習指導法では、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせ、目的とする学力と技能を身に付けさせる工夫を行っている。「情報リテラシー」やコミュニケーション英語教育など一般科目・専門科目、学科を超えた視点から学習指導内容や方法の工夫を行っている。シラバスは、各科目の到達目標が学生に理解されるよう具体的に記述されており、授業内容や成績評価についても明示されている。創造能力の育成については、講義・演習科目を組み合わせ、総合的な育成を図っている。社会ニーズへの対応として、インターンシップを活用し、「企業等における実践力の育成」を目指し、社会が求める能力の育成を図っている。成績評価・単位認定や進級・卒業認定に関する規定が組織として策定され学生に

周知されており、これらの規定に従って成績評価、単位認定、進級・卒業認定が慎重かつ厳格に実施されている。人間としての素養を涵養する取り組みは、特別活動、新入生合宿研修、研修旅行、環境美化活動を通して行われている。また、生活指導面や課外活動等を通して、教育の目的「自ら学ぼうとする意欲を育てる」の涵養を図っている。

＜専攻科課程＞

準学士課程との連携を密にした教育課程となっており「生産・情報基礎工学教育プログラム」を設置している。教育の目的及び修了者像に照らして学習・教育目標が設定され、適切に科目が配置され、体系的が確保されている。選択必修制、大学の単位の認定、単位互換協定、インターンシップの活用、校長と学生のフリートーキング、国際交流協定により、学生の様々なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応している。講義、演習、実験、研究の授業形態のバランスが教育の目的に照らして適切であり、学習指導法の工夫がなされている。特別研究及び各授業科目の工夫により、創造性が生まれ、インターンシップが活用されている。教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、その内容は適切であるが、学生の活用は不十分であり改善を要する。研究指導においては、学生の興味を配慮して研究テーマを設定している。指導体制は原則として複数教員指導としている。成績評価、単位の認定、修了認定は、「専攻科の単位の修得に関する規程」に明確に定められ、学生に周知されている。単位の認定及び修了の認定は、この規程に基づいて組織的に適切に行われている。

基準 6 教育の成果

準学士課程、専攻科課程ともに、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力、資質・能力及び養成する人材像等は、学校概要、学生便覧などに明示されており、これを実現するカリキュラムに沿って、学生の状況が把握され、年度末には進級認定会議および卒業認定会議等により達成状況を把握・確認し、教育の成果を評価している。

卒業生（修了生）の進路状況は、就職が厳しい状況であっても就職率100%を維持していること、進学者数が40%を超えていることから、企業及び大学側が本校卒業生の資質と能力を高く評価していることがわかる。また、進学者の増加は、卒業（修了）時点における実力が十分に備わっていることの証左である。学生が行う学習達成度評価が行われており、準学士課程および専攻科課程において、学校の意図する教育の成果や効果が上がっていることが確認されている。専攻科課程の学生は、準学士課程の学生より高い目的意識を持っていることも明らかとなっている。本校専攻科の教育がその目的に沿って行われているかを問う調査においても、肯定する結果が得られている。

また、卒業（修了）生や企業・進学先を対象として、学力や資質・能力などについての意見の聴取やアンケートを定期的に行っている。それらによれば卒業（修了）生および企業からの評価は良好である。以上のことから、教育の成果や効果が上がっているといえる。

基準 7 学生支援等

学生が学習を進める上でのガイダンスとして、入学・編入学時のオリエンテーション、選択科目の履修説明や修得単位数の確認指導、生産・情報基礎工学プログラムの説明会やそのプログラム達成度の確認指導、学位申請説明会（専攻科生対象）が実施されている。また学習を進める上での個別相談や助言として、オフィスアワーや担任・副担任による個別指導が実施されている。学生の自主的学習スペースとして、図書館・情報科学センター・教室・本館廊下のフリースペースなどが整備されている。学生が学習を進める上で感じている支援ニーズは、校長とのフリートーキング、専攻科生と教員の交流会、FDパネルディスカッション、学生による授

業評価アンケートなどを通して把握されている。資格試験や検定試験を受験する上での支援は、実用英語技能検定と国際コミュニケーション英語能力テスト（TOEIC）に関して行われている。TOEICではスコアに応じて単位が認定され、その受験料は一部学校から補助され、全学生が受験するようになっている。学習を進める上で特別な支援が必要な学生は、本校では留学生、編入学生、転科生である。留学生には、指導教員とチューターが支援にあたり、日本語の授業と専門教科の補習授業が実施されている。編入学生と転科生には、専門教科の補習授業が実施されている。課外活動に対する支援として、全教員がクラブ顧問を分担して支援している。

生活面に係わる支援としては、指導・相談・助言を行う学生相談室が設置されており、学生の経済面に係わる支援として授業料や寄宿料の免除や徴収猶予及び奨学金の制度が整備されている。生活する上で特別な支援が必要な学生は本校では留学生であり、国民健康保険への加入や日本学生支援機構の外国人留学生医療費補助制度の利用などが指導されている。また、福利厚生施設として青葉会館1階に学生食堂と売店が設置されている。学寮が生活及び勉学の場として機能するような支援体制として、安全確認のための在寮点呼、消灯後の巡回、始業前の巡回、試験前の低学年生登校指導などが行われている。

就職や進学などの進路指導を行う体制として、学生委員会進路指導部会が各学科4年と5年の担任及び専攻長で組織され、毎年3回のガイダンスと1回の進路懇談会（三者面談）が実施されている。

基準8 施設・設備

本校の施設・設備は、高等専門学校設置基準に定められた要件を満たしている。施設・整備の現状、問題点および改善方策については、自己点検・評価報告書等により情報公開してきた。教員研究室および教室には冷暖房機器が完備し、教室・講義室には液晶プロジェクター・スクリーンや視聴覚機器を配備し、視聴覚教育・情報教育が可能な学習環境を整えており、教育・研究に快適な環境を提供している。これらの施設、教室、実験室等は配備された設備とともに有効に活用されている。

本校の情報ネットワーク施設・設備は、高等専門学校設置基準に定められた要件を満たしている。情報ネットワークの管理・運営は、十分なセキュリティの下でなされている。本校の教育目標に則してコンピュースキルを身に付けた学生の育成のため、情報科学センターを利用した授業やネットワークを利用した授業が展開されている。また授業以外で使用できるパソコンが整備され、学生の学習の便宜を図っている。情報ネットワークを利用して、授業などの連絡、授業資料のwebでの公開、就職・進学情報の提供などの学生向けの情報サービスを行っている。このように本校の情報ネットワーク施設・設備は、有効に活用されている。

本校図書館には、図書資料および視聴覚資料が整備され、教育研究上必要な学術雑誌を系統的に収集している。これらの図書資料は有効に利用されている。これらは高等専門学校設置基準に定められた要件を満たしている。図書館所蔵資料および国内外学術雑誌の検索システムや学外の研究支援サービスに参加することにより、本校の教育研究上のサービスに寄与している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

平成3年7月1日に高等専門学校の設置基準が改正され、その大綱化が図られると共に、高等専門学校が自ら教育研究活動等の点検・評価を行うことが義務づけられた。これを受けて平成4年5月12日自己点検・評価検討準備委員会が設置され、次いで平成4年6月2日、自己点検・評価検討委員会が設置された。以後、平成16年度に運営委員会自己点検評価部会と改名され、さらに平成17年度評価委員会と改名されて現在に至るまで、自己点検評価ならびに教育改善の中心的役割を担ってきた。こうして、教職員の役割分担に基づき、継続的に教育改善する教育点検システムが構成されている。

本校における教育点検システムは、教務委員会等関連委員会が教育点検を実施し、また、科目群連絡会を通

じて学科、および部門等で教育改善に関する活動も実施されている。このように、教育改善を図れる仕組みになっている。従って、教育の質の向上及び改善のシステムは十分に機能していると評価できる。

基準 10 財務

本校における教育研究活動等を将来にわたって適切かつ安定して遂行するために最低限必要な資産を有している。また、運営の合理化・効率化を図るため、業務の効率化・経費の節減を積極的に推進している。さらに教員による入試説明会等広報活動に力を入れ、経常的収入の確保・増加に積極的に取り組んでいる。しかしながら、平成 17 年度からは毎年運営費交付金（特定の人件費を除く）が、前年比 1 %（効率化係数）削減となり、今後さらなる収入の確保及び経費の節減が必要となってくる。

本校では、中期目標・中期計画を踏まえ、予算配分については運営会議で審議し、教員会議等を通じて教職員に周知している。教育・研究に係る予算については、「教育研究実施経費」として集約し、そのうち 50%を校長のリーダーシップの下、本校の教育研究活動の活性化を図るための経費「校長裁量経費」に充当している。「校長裁量経費」は、申請に基づきヒアリングを実施し、校長が審査・決定し、配分を行っている。

本校の施設は、学寮を始めとして老朽化・耐震性の問題により、早急に改修・改築を必要とする建物が多いため、教育研究活動の場として相応しい環境の提供を可能とする施設整備が必要である。

今後高専機構の監事監査や、監査法人による監査などを順次監査を受検し、適正な財務会計処理を行い、内外に広く公表していく予定である。

基準 11 管理運営

学校の目的が明確となるよう校長のリーダーシップが十分に図れる運営体制が構築されており、その目的を達成するため各主事、各種委員会等の役割と分担が規定され、意思決定が効果的に行われている。早急な対応を要する事項、狭義で専門的な検討を要する事項については、関係委員会のもとに必要なに応じ、部会を設置し、特化した検討を行える体制を整えている。

また、事務組織は、事務部長の下に、庶務、会計、学生の 3 課を配置し、事務系職員 36 名、技術職員 12 名の計 48 名が教員と緊密な連携・協力体制を築いている。

参与会を構成する外部有識者からの学校の管理運営に係る助言、地域の公的機関で構成する懇談会における研究活動等に関する要望、後援会懇談会における学校教育等に関する要望を広く定期的に聴取することに努めるとともに、学校の活動状況を年報として発行し、広く公開することにより、本校を取り巻く関係者が本校の運営に望むことについて真摯に受け止め、管理運営の改善に反映するよう努めている。

しかし、前述のとおり、外部有識者からの意見の聴取は積極的に取り入れているものの、外部評価者による点検の実施が不十分であり、本校が行ってきた教育研究活動に対して自己満足で終わらないようにより一層に取り組む必要がある。

iv 自己評価書等リンク先

舞鶴工業高等専門学校のホームページ及び機構に提出した自己評価書本文については、以下のアドレスからご参照下さい。

なお、自己評価書で根拠とされた資料等は、自己評価書に含まれております。

舞鶴工業高等専門学校	ホームページ	http://www.maizuru-ct.ac.jp/
------------	--------	---

機構	ホームページ	http://www.niad.ac.jp/
----	--------	---

	自己評価書	http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200703/kousen/jiko_maizurukousen.pdf
--	-------	---